

美唄市環境保全型農業推進方針

1 基本的な考え方

(1) 趣旨

美唄市は、北海道のほぼ中央部にあり、札幌市と旭川市のほぼ中間に位置し、東部は比較的標高の低い山岳丘陵地帯で夕張山地に属し豊富な森林資源を蓄積しています。市街地中心にはＪＲ函館線、国道１２号、北海道縦貫自動車道が南北に縦断し、西部には石狩平野に属する低地帯ですが、石狩川の肥沃な土壌に恵まれた道内有数の穀倉地帯です。

また、国内で１３番目のラムサール条約登録湿地である宮島沼を有し、世界でも有数のマガンの渡来地でもあり、豊かな自然資源を有しています。

農業は、環境と調和を図りつつ、作物を安定的に生産・供給する産業ですが、近年、収量や品質向上、労力の軽減等を図るため、化学肥料や化学合成農薬を用いた農業生産方式が続いてきたことから、環境への様々な負荷や悪影響が懸念されています。

更に、食品の偽装表示や生産された作物から残留農薬の基準値を超える農薬が検出されて問題になるなど、食品の安全性や信頼性を揺るがす出来事によって、消費者の食料の安全性への関心も一層高まっています。

このような状況から平成２３年に策定した「美唄市農業ビジョン」（目標年度平成２７年度）では、「環境に優しい農産物の生産をはじめ、消費者等への食や農に関する情報を提供するなど、地域や生産者の顔が見える取り組みを産地側から積極的に進めることが必要」、「市民に安全で良質な食料や多様な動植物が生息する自然環境が提供できるよう、多様な生物の保全をより重視した農業生産活動や田園地域の保全を推進することが必要」と地域の課題を整理しています。

既に、市内では農協や試験研究・普及機関の指導のもと、あるいは生産者の先導的な取り組みにより、クリーンな農産物の生産、栽培履歴記帳の徹底、稲わら・麦稈焼却防止など活動が進められているところですが、環境に配慮した農業の一層の推進により、美唄市農業の自然循環機能の維持増進を図り、消費者ニーズに対応した安全・安心な良質農産物の安定供給を持続していくため、「環境保全型農業直接支援対策」や「北の農産物表示制度」などをはじめ様々な環境と調和のとれた取り組みの推進を図る総合的な指針として本推進方針を定めます。

(2) 推進目標

美唄市では、峰延農業協同組合が水田の畦畔にハーブを栽植し、カメムシの発生源であるイネ科雑草を抑制し、農薬の使用量を大幅に減らして生産したお米を「香りの畦みちハーブ米」として商標登録を取っているほか、ハーブの栽植は市内各地で個人やグループ単位での取り組みが進められています。これらの中には北海道独自の認証「北の農産物表示制度」により「YES！clean」を取得し販売しているものもあります。このほか、トマト、きゅうり、メロン、軟白長ネギ、キャベツが、「YES！clean」登録されています。

また、循環型農業を目指し様々な作物で生産者が「エコファーマー」登録しており、安全・安心な農産物づくりを進めており、国の「環境保全型農業直接支援対策」に対象となる取り組みを多くの生産者が実践しています。

さらに、米の貯蔵施設や野菜予冷庫で雪の冷熱エネルギーを使用した施設があり、これら農産物貯蔵施設では電気冷房設備のように施設外部に排熱しないことから環境保全にも貢献しています。

美唄市は、関係機関・団体との協力のもと、こうしたより安全・安心でクリーンな農産物生産の取り組みを積極的に支援・推進し農業生産活動に伴う環境負荷の軽減を目指します。

また、営農活動を通じて、土壌中に炭素を貯留し地球温暖化防止に貢献する活動やマガンや白鳥などの生きものと共生する農業生産の推進を図る視点でふゆみずたんぼ（冬期湛水管理）を行いつつ、生物多様性保全に貢献する取り組みも支援・推進して、環境保全の取り組みを広範に展開し、消費者に信頼される産地の確立を図ります。

2 推進体制及び推進方策

（１）推進体制

環境保全型農業の推進にあたっては、「美唄市クリーン農業推進協議会」を中核的な役割を担う組織として位置づけ、さらに生産者や生産組織との連携を強化し、関係機関・団体・生産者等が一丸となって取り組む体制を整え、取組の拡大・技術普及・情報発信などの取り組みを展開していくこととします。

※ 「美唄市クリーン農業推進協議会」の構成団体

美唄市、空知農業改良普及センター、美唄市農業協同組合、
峰延農業協同組合、いわみざわ農業協同組合

（２）推進方策

1) 土づくり・施肥

- ・北海道の施肥基準の周知徹底
- ・土壌診断や生育診断に基づく適正な施肥管理
- ・肥効調節型肥料の施用
- ・側条施肥等、局所施肥技術による施肥量の低減
- ・堆肥等有機物の施用促進
- ・家畜ふん尿等の有効利用の検討

2) 防除

- ・病虫害発生予察情報等に基づく適期適正防除の励行
- ・マルチ栽培、被覆栽培技術の利用
- ・フェロモン剤の利用
- ・天敵等、生物的防除の導入検討
- ・輪作体系の確立等による耕種的防除の徹底と機械除草技術の利用

3) 温暖化防止に資する取り組み

- ・クリーニングクロープ等を組み込んだ合理的な輪作体系の普及・定着
- ・カバークロープ等を組み込んだ農薬飛散防止対策の取組
- ・堆肥

- 4) 生物多様性の保全に資する取り組み
 - ・冬期湛水管理の実施
- 5) その他の生産活動
 - ・有機栽培農産物、特別栽培農産物などの取組の導入検討
- 6) その他
 - ・上記の各種取組を推進するための講習会、検討会の開催
 - ・雪冷熱エネルギー等の活用

3 その他必要な事項

美唄市クリーン農業推進協議会及び本協議会構成機関・団体は、上記に掲げる推進方策について広く普及・推進していくため、必要に応じて技術指導や営農指導に対応していくこととする。

また、環境保全型農業に係る情報の収集や新技術の把握などに努めるほか、農業生産活動以外の環境保全の取組み(美唄市などにおいて取り組まれている「ふゆみずたんぼ」などに類した取組み)などについても情報把握し生産者及び生産者グループへの情報提供を進める。

このほか、「環境保全型農業直接支援対策」の推進上必要な情報の提供や資料等の配布などの取組みを推進する。

4 主な作物別生産体系

作物	技術内容	環境保全に関する効果	その他の効果
水稲	・堆肥の施用 ・生育診断等に基づく施肥 ・肥効調節型肥料の施用 ・側条施肥の利用 ・発生予察情報による適期防除 ・ふゆみずたんぼ（冬期湛水管理）	・化学肥料の削減 ・過剰成分の流出抑制 ・施肥効率の向上 ・施肥効率の向上 ・農薬散布回数の削減 ・生物多様性保全	・有機物の有効利用 ・低コスト化
小麦	・堆肥の施用 ・生育診断等に基づく施肥 ・肥効調節型肥料の施用 ・発生予察情報による適期防除	・化学肥料の削減 ・過剰成分の流出抑制 ・施肥効率の向上 ・農薬散布回数の削減	・有機物の有効利用 ・低コスト化
豆類	・堆肥の施用 ・土壌診断等に基づく施肥 ・肥効調節型肥料の施用 ・発生予察情報による適期防除 ・機械除草の実施	・化学肥料の削減 ・過剰成分の流出抑制 ・施肥効率の向上 ・農薬散布回数の削減 ・農薬散布回数の削減	・有機物の有効利用 ・低コスト化
野菜	・堆肥の施用 ・土壌診断等に基づく施肥 ・肥効調節型肥料の施用 ・マルチ栽培 ・天敵等生物的防除 ・フェロモン剤の利用 ・発生予察情報による適期防除	・化学肥料の削減 ・過剰成分の流出抑制 ・施肥効率の向上 ・農薬散布回数の削減 ・農薬散布回数の削減 ・農薬散布回数の削減 ・農薬散布回数の削減	・有機物の有効利用 ・低コスト化 ・安全性の高い農産物
果樹	・堆肥の施用 ・土壌診断等に基づく施肥 ・肥効調節型肥料の施用 ・フェロモン剤の利用 ・発生予察情報による適期防除	・化学肥料の削減 ・過剰成分の流出抑制 ・施肥効率の向上 ・農薬散布回数の削減 ・農薬散布回数の削減	・有機物の有効利用 ・安全性の高い農産物
花き	・堆肥の施用 ・土壌診断等に基づく施肥 ・肥効調節型肥料の施用 ・発生予察情報による適期防除	・化学肥料の削減 ・過剰成分の流出抑制 ・施肥効率の向上 ・農薬散布回数の削減	・有機物の有効利用 ・低コスト化
畜産	・堆肥舎の設置 ・汚水浄化処理施設の導入 ・微生物資材等の利用	・地下水、河川汚染の防止 ・悪臭防止 ・悪臭防止	・有機物の有効利用

